



# 金 沢 市 公 報

第 2 8 4 3 号

平成27年(2015年)9月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
○自転車等を撤去し、保管したことについて ( " )	2
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	3
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の事業の廃止について ( " )	3
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の指定の辞退について ( " )	4
○児童福祉法の規定による事業者の指定について (障害福祉課)	4
● 公 告	
○予防接種を行うことについて (健康政策課)	4
○予防接種を行う医師について ( " )	5
○土地区画整理組合の事業計画の変更の認可について (市街地再生課)	5
○土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧について ( " )	5
● 教育委員会告示	
○昭和53年教育委員会告示第1号(金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について)の一部改正について (文化財保護課)	6

○昭和56年教育委員会告示第6号(金沢市立中学校生徒通学区域)の一部改正について (教育総務課)	6
● 選挙管理委員会告示	
○条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数について (選挙管理委員会)	6
○議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について ( " )	6
○教育委員会の委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について ( " )	7
○合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数について ( " )	7
○合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数について ( " )	7
● 農業委員会告示	
○平成27年第9回金沢市農業委員会総会の招集について (農業委員会事務局)	7
● 公営企業告示	
○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (経営企画課)	8
○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について ( " )	8

## 告 示

### ●金沢市告示第293号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり告示します。

平成27年9月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称  
金沢市営金沢駅第1自転車駐車場  
金沢市営金沢駅第2自転車駐車場  
金沢市営金沢駅第3自転車駐車場

- 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
- 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
- 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
- 金沢市営森本駅西自転車駐車場
- 金沢市営野町駅前自転車駐車場
- 金沢市営馬替駅前自転車駐車場
- 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
- 金沢市営乙丸駅前自転車駐車場
- 金沢市営割出駅前自転車駐車場
- 金沢市営三ツ屋駅前自転車駐車場
- 金沢市営四十万バス停前自転車駐車場
- 金沢市営木越団地自転車駐車場
- 金沢市営鳴和バス停前自転車駐車場
- 金沢市営円光寺バス停前自転車駐車場
- 金沢市営香林坊地下自転車駐車場
- 金沢市営柿木畠自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
- 金沢市営堅町自転車駐車場

- 2 移動し、保管した自転車等の台数
  - 自転車 184台
  - 原動機付自転車 1台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
  - 平成27年8月1日から同月31日まで
- 4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所
  - 金沢市此花町3番2号
  - 公益財団法人金沢まちづくり財団
- 5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所
  - 日時 平成27年9月11日から同年12月10日まで
  - 午前10時から午後7時まで
  - 場所 金沢市問屋町2丁目95番地
  - 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第294号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年9月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数			
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	1台
東金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	2台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	6台

片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	2 台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	2 台
白菊町地内	自 転 車	1 台
大額3丁目地内	自 転 車	1 台
木ノ新保町地内	自 転 車	1 台
増泉2丁目地内	自 転 車	1 台
問屋町1丁目地内	自 転 車	1 台
入江3丁目地内	自 転 車	1 台
広坂2丁目地内	自 転 車	1 台
片町1丁目地内	自 転 車	1 台
広坂1丁目地内	自 転 車	1 台
西念4丁目地内	自 転 車	3 台
金石本町地内	自 転 車	1 台
元町2丁目地内	自 転 車	1 台
安江町地内	自 転 車	1 台
長田町地内	自 転 車	2 台
菊川1丁目地内	自 転 車	1 台
近岡町地内	自 転 車	1 台
米泉町9丁目地内	自 転 車	1 台

- 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日  
平成27年8月1日から同月31日まで
- 3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所
- (1) 期間  
平成27年9月11日から平成28年3月10日まで
- (2) 場所  
金沢市問屋町2丁目95番地  
金沢市自転車等保管庫

#### ●金沢市告示第295号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により、次のとおり告示します。

平成27年9月11日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
薬局マツモトキヨシ金沢西口店	金沢市木ノ新保町1番1号 金沢百番街くつろぎ館2F	平成27年7月1日
サンウェルズ金沢訪問看護ステーション	金沢市藤江南1丁目103番地1	平成27年8月1日

#### ●金沢市告示第296号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により、次のとおり告示します。

平成27年9月11日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	廃止年月日
小竹秀夫歯科医院	金沢市吉原町ホ11番地1	平成27年4月30日
フレアス訪問看護ステーション金沢	金沢市古府3丁目45番地2	平成27年6月30日
清水歯科医院	金沢市長田2丁目23番19号	平成27年7月17日

## ●金沢市告示第297号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から当該指定医療機関の指定を辞退する旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により、次のとおり告示します。

平成27年9月11日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	辞退年月日
薬局マツモトキヨシ金沢西口店	金沢市木ノ新保町1番1号 金沢百番街くつろぎ館2F	平成27年6月30日

## ●金沢市告示第298号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示します。

平成27年9月11日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	主たる対象者	指 定年月日
1750102426	センチュリー 児童デイサービス たかお	金沢市高尾南 3丁目23番地	有限会社ヒロ コ・サプライ	金沢市清川町3 番7号	児童発達支援 放課後等デイ サービス	特定無し	平成27年 9月1日

## 公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるB類疾病の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成27年9月11日

金沢市長 山 野 之 義

## 1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
肺炎球菌感染症 (高齢者がかかるものに限る。)	(1) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者 (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則第2条の3に規定する者	平成27年9月11日から 平成28年3月31日まで	別表のとおり

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状のみられた者
- (6) 肺炎球菌感染症に係る予防接種にあつては、当該疾病にかかる法第5条第1項の規定による当該予防接種を受けたことのある者
- (7) (1)から(6)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 長期にわたる疾患のため予防接種の対象者であった間に予防接種を受けることができなかった場合

肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の定期の予防接種の対象者であつた者であつて、当該予防接種の対象者であつた間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものにかかつたことその他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該予防接種を受けることができなかったと認められる者については、特別な事情がなくなった日から起算して1年を経過する日までの間、予防接種を受けることができる。

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
朝日 俊明 河野 匡哉	四十万うらた在宅クリニック	金沢市四十万3丁目102番地

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるB類疾病の予防接種について、当該予防接種の実施に関し協力する旨を承諾した医師により行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により、次のとおり公告します。

平成27年9月11日

金沢市長 山 野 之 義

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
大橋 裕 旭 敏秋	金沢クリニック	金沢市新神田4丁目13番23号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

平成27年9月11日

金沢市長 山 野 之 義

土地区画整理 組合の名称	事業施行期間	施 行 地 区	事務所の 所在地	設立認可 の年月日	変更認可 の年月日
金沢市副都心北 部大友土地区画 整理組合	平成21年1月13 日から平成28年 3月31日まで	金沢市大友町八及び二、近岡町、直江町 口及び八並びに南新保町りの各一部	金沢市大友1 丁目45番地2	平成21年 1月9日	平成27年 9月3日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第21条第6項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る施行地区及び設計の概要を表示する図書を公衆の縦覧に供するとともに、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により、次のとおり公告します。

平成27年9月11日

金沢市長 山 野 之 義

土地区画整理組合の名称	縦 覧 場 所	縦覧時間
金沢市副都心北部大友土地区画整理組合	金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市都市整備局市街地再生課	午前9時から 午後5時45分まで

## 教 育 委 員 会 告 示

### ●金沢市教育委員会告示第15号

昭和53年教育委員会告示第1号（金沢市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定について）の一部を次のように改正する。

平成27年9月11日

金沢市教育委員会委員長 田 邊 俊 治

表に次のように加える。

彫刻	もくぞうにちれんしょうにんぎざうつけたりたいないしゃりとう 木造日蓮聖人坐像 附 胎内舍利塔	1 軀	金沢市薬師町口75番地 宗教法人本興寺	指定平成27年9月11日
民俗 芸能	ゆわくねんぶつおど 湯涌念仏踊り		金沢市芝原町イ1甲番地 湯涌念仏踊り保存会	指定平成27年9月11日 認定平成27年9月11日

### ●金沢市教育委員会告示第16号

昭和56年教育委員会告示第6号（金沢市立中学校生徒通学区域）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から効力を有するものとします。

平成27年9月11日

金沢市教育委員会委員長 田 邊 俊 治

表泉中学校の項中「(御影町、神田1丁目、神田2丁目を除く。)」を削り、同表野田中学校の項中「(大桑町(イ、ハ、平に限る。)、西大桑町を除く。)」を削り、同表城南中学校の項中「十一屋小学校通学町(大桑町(イ、ハ、平に限る。)、西大桑町に限る。)」を削り、同表高岡中学校の項中「、中村町小学校通学町(御影町、神田1丁目、神田2丁目に限る。)」を削る。

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

### ●金沢市選挙管理委員会告示第82号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第74条第5項及び同法第75条第5項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成27年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,331人

### ●金沢市選挙管理委員会告示第83号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項においてそれぞれ準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成27年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

122,171人

●金沢市選挙管理委員会告示第84号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（教育委員会の委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第2項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第86条第4項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成27年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

122,171人

●金沢市選挙管理委員会告示第85号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成27年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,331人

●金沢市選挙管理委員会告示第86号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

平成27年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

61,086人

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第9号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第21条第1項の規定により、平成27年第9回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年9月11日

金沢市農業委員会

会長 朝 倉 忍

1 日時

平成27年9月24日午後3時

2 場所

金沢市議会全員協議会室

3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請について
- (2) 農地法第4条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (3) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (5) 非農地証明願について
- (6) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第23号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年9月11日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

- 1 平成27年5月1日から同年7月31日までの原料の平均価格等
  - (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 55,720円
  - (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 59,720円
  - (3) 1トン当たり平均原料価格 56,300円
- 2 原料価格変動額 33,200円  
 算式 89,530円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 56,300円（1トン当たり平均原料価格）＝ 33,200円（100円未満切捨て）
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
 算式 基準単位料金の額－33,200円（原料価格変動額）／100円×0.082円  
 この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から27.23円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。
- 4 平成27年10月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表  
 （基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合)	620円	220円52銭
B表 (1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合)	640円	218円52銭
C表 (1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合)	890円	206円2銭
D表 (1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合)	1,000円	204円19銭
E表 (1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合)	1,650円	199円19銭

●金沢市公営企業告示第24号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年9月11日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

- 1 金沢湖陽住宅団地供給地点群
  - (1) 平成27年5月1日から同年7月31日までの平均原料価格  
 1トン当たり 59,720円
  - (2) 原料価格変動額 26,600円  
 算式 86,340円（1トン当たり基準平均原料価格）－ 59,720円（1トン当たり平均原料価格）＝ 26,600円（100円未満切捨て）
  - (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
 算式 基準単位料金の額－26,600円（原料価格変動額）／100円×0.204円



この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から54.27円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。

- (4) 平成27年10月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表  
（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	419円84銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	410円74銭

## 2 瑞樹団地供給地点群

- (1) 平成27年5月1日から同年7月31日までの平均原料価格  
1トン当たり 59,720円
- (2) 原料価格変動額 26,600円  
算式  $86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 59,720円(1トン当たり平均原料価格) = 26,600円(100円未満切捨て)$
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
算式  $基準単位料金の額 - 26,600円(原料価格変動額) / 100円 \times 0.204円$   
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から54.27円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。
- (4) 平成27年10月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表  
（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	401円59銭
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	392円49銭

## 3 南森本供給地点群

- (1) 平成27年5月1日から同年7月31日までの平均原料価格  
1トン当たり 59,720円
- (2) 原料価格変動額 26,600円  
算式  $86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 59,720円(1トン当たり平均原料価格) = 26,600円(100円未満切捨て)$
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
算式  $基準単位料金の額 - 26,600円(原料価格変動額) / 100円 \times 0.204円$   
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から54.27円を減算した額になります（小数点第3位以下切上げ）。
- (4) 平成27年10月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表  
（基本料金については、変動ありません。）

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	405円50銭

B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	396円40銭
-------------------------------	---------	---------

4 大浦・東蚊爪供給地点群

(1) 平成27年5月1日から同年7月31日までの平均原料価格

1トン当たり 59,720円

(2) 原料価格変動額 26,600円

算式 86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 59,720円(1トン当たり平均原料価格) = 26,600円(100円未満切捨て)

(3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 - 26,600円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額から54.27円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

(4) 平成27年10月1日から同月31日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

	基本料金 (1箇月につき)	調整単位料金 (1立方メートルにつき)
A表 (1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)	660円	394円
B表 (1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合)	732円80銭	384円90銭

◎正 誤

○平成27年4月13日付け金沢市公報第2828号

頁	箇 所	誤	正
16	下から4行目	2 軀	2 軀

平成27年(2015年)9月11日 印刷	発行人	金 沢 市
平成27年(2015年)9月11日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄